

宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業

(リサイクル棟建設工事)

発注仕様書

令和4年11月

宇佐・高田・国東広域事務組合

目次

| | |
|----------------------|---|
| 第1節 総則 | 1 |
| 第2節 計画概要 | 3 |
| 1. 工事名 | 3 |
| 2. 建設期間 | 3 |
| 3. 建設用地の概要 | 3 |
| 4. 搬入道路 | 3 |
| 第3節 共通事項 | 3 |
| 1. 発注計画 | 3 |
| 2. 提出図書 | 4 |
| 第4節 本工事の品質確保 | 5 |
| 1. 適用範囲 | 5 |
| 2. 疑義 | 5 |
| 第5節 材料及び機器 | 5 |
| 1. 使用材料規格 | 5 |
| 2. 使用材料・機器の統一 | 5 |
| 第6節 保証事項等 | 5 |
| 1. 保証事項 | 5 |
| 2. 工程調整 | 6 |
| 第7節 契約不適合責任 | 6 |
| 1. 契約不適合責任 | 6 |
| 2. 契約不適合検査 | 6 |
| 3. 契約不適合確認要領書 | 6 |
| 4. 契約不適合確認の基準 | 6 |
| 5. 契約不適合の改善、補修 | 6 |
| 第8節 工事範囲 | 7 |
| 1. 工事範囲 | 7 |
| 第9節 検査及び試験 | 7 |
| 1. 立会検査及び立会試験 | 7 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| 2. 検査及び試験の方法 | 7 |
| 3. 検査及び試験の省略 | 7 |
| 4. 経費の負担 | 7 |
| 第10節 正式引渡し | 7 |
| 第11節 基本事項 | 7 |
| 1. 仮設計画 | 7 |
| 第12節 建築工事 | 9 |
| 1. 測量及び地質調査 | 9 |
| 2. 境界杭の保全 | 9 |
| 3. 工事着手 | 9 |
| 4. 杭工事 | 9 |
| 5. 掘削工事 | 9 |
| 6. 地下水の観測 | 9 |
| 7. 仮設足場工事 | 9 |
| 8. 躯体工事 | 9 |
| 9. 別途業者との取り合い区分について | 9 |
| 10. 工程管理 | 10 |
| 第13節 その他 | 10 |
| 1. 関係法令に基づく許認可等の申請・届出手続きの協力 | 10 |
| 2. 生活環境影響調査の遵守 | 10 |
| 3. 関係法令等の遵守 | 10 |
| 4. 施工 | 12 |

添 付 資 料

- ・添付資料 1 総合仮設計画図（参考）
- ・添付資料 2 全体工程表（参考）
- ・添付資料 3 工事監理用仮設事務所図（参考）

第1節 総 則

宇佐・高田・国東広域事務組合（以下「本組合」という。）において、ごみ処理の広域化及び施設の集約化に向けて、3市が所有するごみ処理施設を統合し、将来に亘って安全かつ安定的なごみ処理ができる体制を構築することを方針として、令和7年度稼働を目指し広域ごみ処理施設の整備（以下「本事業」という。）を複数の工事に分けて実施及び実施予定である。

本発注仕様書は、本事業のうち宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（リサイクル棟建設工事）（以下「本工事」という。）に関し、本組合が要求する水準を示すものである。

本発注仕様書は、本工事の基本的な内容について定めるものであり、本工事の目的達成のために必要な納まり等については、本発注仕様書及び設計図面（以下「設計図書」という。）に明記されていない事項であっても、受注者の責任において全て完備及び遂行するものとする。また、設計図書を満たさない場合、受注者の責任において設計図書を満たすよう改善を行うものとする。

なお、本発注仕様書に明記されている事項について、それを上回る提案を妨げるものではないものとする。

本事業に係る別途工事の概要は以下のとおりである。

① 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（設計・プラント工事）

| | |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工事概要 | ・エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設並びに管理棟、計量棟、洗車場、外構、多目的広場等の全ての設計 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設のプラントの建設。 |
| 工事期間 | 令和3年6月4日～令和7年6月13日 |

② 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（焼却棟建設工事）

| | |
|------|-----------------------|
| 工事概要 | 焼却棟建設工事 |
| 工事期間 | 令和4年12月～令和7年6月13日（予定） |

③ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（建築電気設備工事）

| | |
|------|-------------------------------------|
| 工事概要 | 焼却棟、リサイクル棟、管理棟、計量棟、ストックヤード棟外の電気設備工事 |
| 工事期間 | 令和4年12月～令和7年6月13日（予定） |

④ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（建築機械設備工事）

| | |
|------|-------------------------------------|
| 工事概要 | 焼却棟、リサイクル棟、管理棟、計量棟、ストックヤード棟外の機械設備工事 |
| 工事期間 | 令和4年12月～令和7年6月13日（予定） |

⑤ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（管理棟外付属棟建設工事）

| | |
|------|----------------------------------------|
| 工事概要 | 管理棟、計量棟、ストックヤード棟、洗車場、屋外トイレ、防球ネット外の建設工事 |
| 工事期間 | 令和5年3月～令和7年6月13日（予定） |

⑥ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（外構工事）

| | |
|------|--------------------------------|
| 工事概要 | アスファルト舗装、縁石敷設、側溝敷設、囲障・防護柵等敷設工事 |
| 工事期間 | 令和6年5月～令和7年6月13日（予定） |

⑦ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（南側多目的広場整備工事）

| | |
|------|----------------------------|
| 工事概要 | 芝生、植栽、駐車場、門、囲障、駐輪場、四阿等建設工事 |
| 工事期間 | 令和6年5月～令和7年6月13日（予定） |

⑧ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（北側多目的広場整備工事）

| | |
|------|-------------------|
| 工事概要 | 芝生、植栽、駐車場、囲障等建設工事 |
| 工事期間 | 令和7年7月以降（予定） |

第2節 計画概要

1. 工事名

宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（リサイクル棟建設工事）

2. 建設期間

本工事の建設期間は、本契約締結日の翌日から令和7年6月13日までとする。

3. 建設用地の概要

1) 場所

大分県宇佐市大字西大堀字立出地内

2) 敷地面積

建設用地面積：約4.1ヘクタール

3) 建設用地の状況

建設用地は、造成工事済。

4) 地形・地質

建設用地は、標高の高い台地状地形を示しており畑地として利用されていた。

地質は、地形分類図では砂礫台地と分類されている。

5) 地域地区等

建設用地は、都市計画区域内で用途地域には指定されていないが、都市施設「ごみ焼却場」の用地に指定されている。

- ・ 建ぺい率 70%
- ・ 容積率 200%
- ・ 高度地区指定 なし
- ・ 防火地域指定 なし
- ・ 日影規制 なし

なお、宇佐市全域が景観計画における景観計画区域に指定されている。

また、「宇佐市工場立地法地域準則条例」に基づき、建設用地に対して5%以上の緑化を行うものとする。

4. 搬入道路

建設用地への搬入道路及び搬入口は、添付資料1 総合仮設計画図（参考）のとおりとする。

工事中の工事車両は、添付資料1 総合仮設計画図（参考）に示す条件を守ること。北側の市道は工事車両の通行は不可とする。作業員の通勤（普通車両）の通行は可とするが、基本的には西側市道からの出入りを基本とする。

第3節 共通事項

1. 発注計画

1) 本事業における基本方針

本組合は、本事業を複数の工事に分けて分離・分割発注するものとする。

- ① 分離発注されたそれぞれの受注者は、同一敷地において相互信頼に基づいてそれぞれの作業を尊重し、かつ誠意をもって工事の円滑な進捗を図ること。従って、当事者間の経営者及び現場代理人、職方に至るまで協調の趣旨を十分に理解し、協力するよう努力するものとする。
- ② 同一の敷地で作業する場合は、安衛法第15条により統括安全衛生責任者を選任しなければならない。工事の内容を鑑みて、本整備事業の最初から最後まで工事管理を行う焼却棟建設工事受注者が統括安全衛生責任者を置く。統括安全衛生責任者は同一敷地内での労働災害の防止に努めなければならない。
- ③ 別途工事業者との工程調整は、統括安全衛生責任者が別途工事業者間との調整を計り、監督員と協議の上決定し、別途工事業者への工程指導、調整を行う。特にプラント工事の機

械器具の建物内への搬入については、躯体工事の進捗状況と密接な関係があり事前に入念な調整が必要となる。

- ④ 統括安全衛生責任者を置く焼却棟建設工事受注者は、各社の作業時間等を調整して労務者間の紛争の防止、手戻り工事等の防止の調整、一部業者に過大の負担がかからない様な工程管理の調整、場内通路等の維持管理や環境衛生管理及び定例会議の開催等を担当するものとする。ただし、上記において発生する諸費用は、統括安全衛生責任者を置く受注者負担とする。
- ⑤ 受注者間における現場共益費は徴収しないこと。
- ⑥ 各受注者は、それぞれの別途工事業者に対して施設利用、使用を認めるものとし、以下の便宜を提供すること。
 - ・仮設電気、給排水の軽微な利用。但し、特定業者専用の場合は単独で設けること。
 - ・仮設足場、建物躯体等の利用及び使用。
 - ・工事中仮設便所の使用。但し、受注者毎に仮設事務所及び仮設トイレを設けること。
 - ・各受注者の搬入通路の確保。
 - ・各受注者の場内仮置き場、揚重機設置スペースの確保。
- ⑦ 各受注者間で疑義が生じた時は、その都度誠意をもって協議し円満な解決を図るものとする。

2. 提出図書

工事着手時、施工中、完了時に提出し、承諾を受ける図書は下記一覧表に記載する。

また、監督員は、下記に定めるものの他、必要な図書等の提出を求めることがある。提出部数は本組合と協議の上決定する。

<着手時>

| | |
|---------|----|
| 着工届 | 1部 |
| 現場代理人届 | 1部 |
| 総合仮設計画書 | 5部 |
| 実施工程表 | 5部 |
| 施工体制台帳 | 5部 |

<施工中>

| | |
|---------|----|
| 施工計画書 | 5部 |
| 材料承諾 | 5部 |
| 施工図承諾 | 5部 |
| 承諾願書 | 5部 |
| 協議書 | 5部 |
| 検査・立会願書 | 5部 |
| 議事録 | 3部 |

<完了時>

| | |
|--------------------|----|
| 工事管理資料 | 3部 |
| 工物品質資料 | 3部 |
| 出来形管理資料 | 3部 |
| 打合せ議事録 | 1部 |
| 防水工事等保証書 | 1部 |
| 契約不適合確認要領書 | 1部 |
| 建設副産物資料（マニフェスト伝票等） | 1式 |
| 再生資源利用実績書 | 1式 |
| 再生資源利用促進実績書 | 1式 |
| 取扱説明書（必要に応じて） | 3部 |
| 予備品消耗品リスト（必要に応じて） | 1部 |

| | |
|---------------|-----------|
| その他指示する図書 | 1 式 |
| <完成図書> | |
| 竣工図 A1 二つ折り | 2 部 (正・副) |
| 竣工図 A4 縮小版 | 5 部 |
| 工事写真 (定点写真含む) | 2 部 (正・副) |
| 竣工写真 | 2 部 (正・副) |
| 電子媒体 | 1 部 |

第4節 本工事の品質確保

1. 適用範囲

本発注仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本発注仕様書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な納まり等、または工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、受注者の責任において全て施工すること。

2. 疑義

受注者は、本発注仕様書を熟読吟味し、もし、疑義ある場合は本組合に照会し、本組合の指示に従うこと。また、工事施工中に疑義が生じた場合には、その都度書面にて本組合と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

第5節 材料及び機器

1. 使用材料規格

使用材料及び機器は全てそれぞれ用途に適合する欠点のない材料・製品で、かつすべて新品とし、日本工業規格 (JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)、日本電気工業会標準規格 (JEM)、日本水道協会規格 (JWWA)、空気調和・衛生工学会規格 (HASS)、日本塗料工業会規格 (JPMS) 等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。なお、本組合が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。国等による環境物品の調達に関する法律第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に沿って環境物品等の採用を考慮すること。

ただし、海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、事前に本組合の承諾を受けるものとする。

- ① 本発注仕様書で要求される機能 (性能・耐用度を含む) を確実に満足できること。
- ② 原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。
- ③ 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において本組合が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。
- ④ 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。

2. 使用材料・機器の統一

使用する材料及び機器は、過去に実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上選定し、極力メーカーの統一に努め互換性を持たせること。原則として、事前にメーカーのリストを本組合に提出し、承諾を受けるものとし、材料・機器類のメーカーの選定に当たっては、アフターサービスについても十分考慮し、万全を期すこと。また、省エネルギータイプの電線、照明器具等を採用する等、環境に配慮した材料・機器の優先的な使用を考慮すること。

第6節 保証事項等

1. 保証事項

1) 責任施工

本工事において性能保証を求められた事項については、全て受注者の責任によりその性能を発揮させなければならない。また、受注者は設計図書に明示されていない事項であっても性能を発

揮するために当然必要なものは、本組合の指示に従い、受注者の負担で施工しなければならない。

2. 工程調整

ごみ処理施設という特異性のあるプラント工事は、試運転・予備性能試験・引渡性能試験等において機能発揮が工期内に確認されなければならない。そのためにはプラント試運転前には建築工事は完了して、各試験の支障とならないよう受注者は工程調整に配慮、協力すること。

第7節 契約不適合責任

施工及び材質ならびに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は受注者の負担にて速やかに補修、改造、改善または取替を行わなければならない。ただし、本組合の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。

契約不適合の改善等に関しては、契約不適合責任期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、本組合は受注者に対し契約不適合改善を要求できる。

契約不適合の有無については、適時契約不適合検査を行いその結果を基に定するものとする。

1. 契約不適合責任

1) 施工の契約不適合責任

本工事の契約不適合責任期間は原則として引渡後3年間とする。また、防水工事等については「建築工事標準仕様書（最新版）」を基本とし、保証年数を明記した保証書を提出すること。

2. 契約不適合検査

本組合は施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合は、受注者に対し契約不適合検査を行わせることが出来るものとする。受注者は本組合と協議した上で、契約不適合検査を実施しその結果を報告すること。契約不適合検査にかかる費用は受注者の負担とする。契約不適合検査による契約不適合の判定は、契約不適合確認要領書により行うものとする。本検査で契約不適合が認められる部分については受注者の責任において改善、補修すること。

3. 契約不適合確認要領書

受注者は、あらかじめ「契約不適合確認要領書」を本組合に提出し、承諾を受けること。

4. 契約不適合確認の基準

契約不適合確認の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- ① 運転上支障がある事態が発生した場合
- ② 構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- ③ 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
- ④ 性能に著しい低下が認められた場合
- ⑤ 主要部の耐用が著しく短い場合

5. 契約不適合の改善、補修

1) 契約不適合

契約不適合責任期間中に生じた契約不適合は、本組合の指定する時期に受注者が無償で改善・補修すること。改善・補修に当たっては、改善・補修要領書を提出し、承諾を受けること。

2) 契約不適合判定に要する経費

契約不適合責任期間中の契約不適合判定に要する経費は受注者の負担とする。

3) 契約不適合責任期間中の点検、整備・補修

正式引渡し日から3年間の当該工事に係る全ての定期点検（法定点検を除く）、整備・補修工事、各点検・整備・補修工事に必要な清掃及び部品の交換等の費用は受注者の負担とする。

第8節 工事範囲

1. 工事範囲

工事対象施設の概要は次のとおりである。但し、建築電気設備工事、建築機械設備工事は別途とする。

① リサイクル棟

| | |
|-----|--------------------|
| 構造 | 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 |
| 階数 | 地上3階 |
| 延面積 | 約4600㎡ |
| 屋根 | 折板 |
| 外壁 | ALC、コンクリート打ち放し複層塗材 |
| 基礎 | 杭基礎 |

第9節 検査及び試験

工事に使用する主要材料、機器類の検査及び試験は下記による。

1. 立会検査及び立会試験

指定主要材料、機器類の検査及び試験は、本組合の立会いのもとで行うこと。ただし、当組合が特に認めた場合には受注者が提示する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができる。

2. 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ本組合の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

3. 検査及び試験の省略

公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については、検査及び試験を省略できる場合がある。

4. 経費の負担

工事に係る検査及び試験の手続きは受注者において行い、これに要する経費は受注者の負担とする。ただし、本組合の職員または本組合が指示する監督員（委託職員を含む）の旅費等は除く。

第10節 正式引渡し

工事竣工後、本施設を正式引渡しするものとする。

工事竣工とは、第8節に記載された該当する工事範囲の工事を全て完了し、竣工検査を受け、これに合格した時点とする。

第11節 基本事項

1. 仮設計画

受注者は、工事着工前に仮設計画書を本組合に提出し、承諾を得ること。

1) 準備工

現在の敷地状況は草で覆われているため本事業全域の草刈りを行い、施工に支障とならないように焼却棟建設工事受注者が準備を整える。その後は、本工事の施工範囲は本工事受注者が支障とならないように管理をすること。また、敷地境界及び境界杭は工事着手前に必ず確認をし、維持管理すること。

2) 仮囲い

焼却棟建設工事受注者が本事業区域を明確にするために敷地の全周に仮囲いを設置し、工事現場内の安全と第三者の侵入を防ぐと共に、建設用地の必要個所に出入口ゲートを設ける。

但し、添付資料 1 総合仮設計画図（参考）を参考に、本工事区域を明確にするために、本工事受注者は、カラーコーン、バリケード等で簡易の区画表示をすること。

3) 工事用の電力、電話及び水

工事用電力、電話及び水は各受注者の負担にて、関係官庁と協議のうえ諸手続きをもって手配すること。

4) 場内仮設通路及び工事車両用駐車場

場内仮設通路及び工事車両用駐車場については本組合と協議のうえ、焼却棟建設工事受注者が整備する。なお、維持管理については、統括安全衛生責任者の指示のもと各受注者は協力して安全衛生に努めること。この維持管理に要する費用は焼却棟建設工事受注者負担とする。

但し、通常の使用以上の損害が発生した場合は、その起因者が負担すること。

5) 工事監理用仮設事務所

当組合監督員用仮設事務所及び施工監理者用仮設事務所は焼却棟建設工事受注者にて設置する。また、事務所は焼却棟建設工事受注者用仮設事務所との合棟でもよい。

工事監理用の仮設事務所には、給排水設備、空調設備、電気設備及び電話（LAN対応、光ケーブル）を設けること。また、執務に必要なパソコン、図書、事務機器・机・椅子、ロッカー、コピー機、ファックス等を本組合と協議し用意すること。

仮設事務所の設置、備品の設置及び維持に要する費用の負担割合は、各受注者の請負金額按分とする。

6) 定例会議用会議室

定例会議等を行う会議室は、焼却棟建設工事受注者にて設ける。また、それに係る事務備品を設けること。要する費用の負担割合は、各受注者の請負金額按分とする。

7) 仮設トイレ

仮設トイレについては、受注者毎に作業員用トイレを当該施工区域内に設けること。但し、工事監理用仮設事務所のトイレについては、各仮設事務所と兼用の共同トイレを設置すること。この共同トイレは、焼却棟建設工事受注者にて設置・管理する。

但し、これに係る設置・維持管理費は各受注者の請負金額按分とする。

8) 安全対策

受注者は、その責任において工事中の安全に十分配慮し、工事車両を含む周辺の交通安全、防火防災を含む現場安全管理に万全の対策を講ずること。工事車両の出入りについては、周辺の一般道に対し迷惑とならないよう配慮するものとし、特に場内が汚れて泥等を持ち出す恐れのある時は、場内で泥を落とすなど、周辺の汚損防止対策を講ずること。工事に当たっては、交通整理員の配置等一般車両及び通行者等への安全に十分留意すること。

汚染防止設備（タイヤ洗浄装置）の設置及び費用は、焼却棟建設工事受注者負担とする。

また、敷地内へのメイン出入口には、工事期間中は交通整理員を常駐させること。

これに係る費用は焼却棟建設工事受注者負担とする。

但し、本工事のみに必要な交通整理員の配置及びその費用は本工事受注者負担とする。

9) 統括安全衛生責任者の職務

① 同一敷地内の各元方安全衛生管理者を指揮すること。

② 協議組織の設置及び運営

③ 作業間の連絡及び調整

④ 作業場所の巡視及び事業用地周辺に関する環境維持への配慮

⑤ 関係請負人が行う従業員の安全と衛生のための教育に対する指導及び援助

⑥ 仕事の工程、機械・設備等の配置についての計画作成と、機械・設備等を使用する作業に関し関係法令に規定された措置についての指導

⑦ 上記に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

以上の職務を全うするのにかかる費用は統括安全衛生責任者を置く焼却棟建設工事受注者が負担するが、本工事受注者は統括安全衛生責任者の指示に従い、安全衛生・環境管理の維持に積極的に協力すること。

第12節 建築工事

1. 測量及び地質調査

受注者は、必要に応じて調査を実施すること。

2. 境界杭の保全

工事期間中の境界杭の保全は、焼却棟建設工事の受注者が責任をもって保全する。但し、その後本工事受注者が決定したら、当該施工範囲にある境界杭の管理はその受注者が責任をもって保全すること。

3. 工事着手

隣接する焼却棟の地下工事において、当該場内に根切土を仮置きする仮置き場所の問題と、地下工事と隣接する安全面等の問題から、本工事の着手日計画は添付資料 2 全体工程表（参考）を参考に計画書を監督員に提出し、承諾を受けたのち施工に掛かること。

4. 杭工事

杭工事着手前に現状地盤の地耐力を確認して、必要に応じて地盤改良等の対策を講じること。

5. 掘削工事

地下掘削に伴う仮設工事（山留め・排水工等）においては、工事着工に先立ち地盤状況等の検討を十分に行った上、施工計画書・施工要領書を監督員に提出し、承諾を受けたのち施工に掛かること。また、湧水の場外排出については、監督員の承諾を受けたのち法令に則って処理すること。また、場内への仮置き土についても施工計画書で示し、監督員の承諾を受けること。

6. 地下水の観測

着工から竣工まで地下水の水質、水量の定期的な観測を焼却棟建設工事受注者が行うが、異常が観測された場合は速やかに工事を中止し、監督員の指示に従うこと。また、原因追及・改善対策等に対して各受注者は協力すること。

7. 仮設足場工事

仮設足場施工については、関係する受注者間において協議し、お互いに利用及び使用できるものとする。場合により、組替を必要とする場合は、組替を必要とする受注者が工事費を負担すること。また、組み替え時には必ず、統括安全衛生責任者が立会確認を行うこと。

外部足場の計画については、機器材を多く搬入するプラント工事受注者と、事前に取り込み口及び取込みステージ等の協議を行った上で施工すること。

8. 躯体工事

鉄骨建て方は、一定部分の柱、大梁の建込が完了した時点で、プラント工事受注者の機械器具の搬入（建物内への取り込み）を行うため、一時中断という工程調整が必要となる。この時の搬入方法は、揚重機を利用してそれぞれの場所に吊り込むため、小梁や筋交い及び吊り込みに支障となるものは機械器具取り込み後の施工となる。

手直し、手戻りの発生を防ぐためにも、事前に綿密な工程調整が必要となる。受注者は、以上のことを考慮に入れて全体工程を管理すること。

9. 別途業者との取り合い区分について

① 雨水の排水配管は、GL-200 mmまでを工事範囲とする。

（柵工事は別途）

② 犬走り工事等は、工事範囲とする。

③ 建物保護のガードパイプ工事は、工事範囲とする。

④ 別途業者用（プラント工事又は設備工事など）の ALC 開口及びその開口補強は、工事範囲とする。

- ⑤ 別途業者による壁又は天井への機器類取付用下地補強は、工事範囲とする。
- ⑥ 焼却棟との取り合いにおいて、エキスパンション工事は工事範囲とするが、取り合い部の納まり、施工手順等は密に調整を計ること。

10. 工程管理

本工事の工程は、添付資料 2 全体工程表（参考）を参考とする。プラント工事において、試運転、運転指導及び性能試験が令和 7 年 1 月から令和 7 年 5 月までを見込んでいるために、本工事の主要な建築工事は令和 6 年 12 月までに工事を終わらせ、試運転・運転指導及び性能試験に支障とならないよう工程調整に留意すること。

なお、本工事とプラント工事との取合は、密接な関係があり、取合の工程調整は、建築工事とプラント工事によく精通し経験豊富なプラント工事の受注者が工程調整を行い、それを基に統括安全衛生責任者において、本工事、建築電気設備工事及び建築機械設備工事との取り合いなど、綿密な工程打合せを行うこと。

併せて、各元請業者間の工事区分についても事前に打ち合わせをしておくこと。

第 13 節 その他

1. 関係法令に基づく許認可等の申請・届出手続きの協力

関係法令に基づき関係官庁へ許認可申請・報告・届出等の必要がある場合は、速やかに手続きを行い、本組合に報告すること。手続きに際しては、あらかじめ本組合に書類を提出し承諾を受け、遅滞なく行うこと。

また、本組合が直接関係官庁へ許認可申請・報告・届出等を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力し、その一切の経費を負担すること。

2. 生活環境影響調査の遵守

受注者は、工事期間中を通して本組合が作成した生活環境影響調査に基づき本工事を行うこと。

3. 関係法令等の遵守

本工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。（全て最新版に準拠）

- 環境基準法
- 建設業法
- 都市計画法
- 大気汚染防止法
- 水質汚濁防止法
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 悪臭防止法
- 建築基準法
- 消防法
- 危険物の規制に関する政令
- 水道法
- 下水道法
- 工業用水法
- 河川法
- 航空法
- 電気事業法

電気用品取締法
 電波法
 高圧ガス取締法
 労働基準法
 労働安全衛生法
 計量法
 危険物取締法
 道路法
 道路交通法
 毒物及び劇物取締法
 海洋汚染及び海上災害防止に関する法律
 製造物責任法
 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特殊建築物の建築の促進に関する法律
 （ハートビル法）
 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 建築基礎構造設計指針
 建築構造設計基準・同解説
 建築工事標準詳細図
 建築工事標準仕様書・同解説
 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書「建築工事編」
 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書「電気設備工事編」
 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書「機械設備工事編」
 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針
 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 電気設備工事監理指針
 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 機械設備工事監理指針
 土木工事共通仕様書
 コンクリート標準示方書
 労働安全衛生法に関する下記の規則・規格

- ・ ボイラ及び圧力容器安全規則
- ・ ボイラ及び圧力容器構造規格
- ・ クレーン等安全規格
- ・ クレーン構造規格
- ・ エレベータ構造規格
- ・ 電気機械器具防爆構造規格
- ・ 事務所衛生基準規則

 電気事業法に関する下記基準など

- ・ 電気設備に関する技術基準
- ・ 電気設備に関する技術基準の細目を定める告示
- ・ 電気工作物の溶接に関する技術基準

 関連電力会社の工事規程及び内線工事規程
 関連ガス会社の規格・規程など
 日本工業規格（JIS）
 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
 日本電気工業会標準規格（JEM）
 土木請負工事必携
 煙突構造設計指針
 建築設備耐震設計・施工指針（最新版）
 官庁施設の総合耐震計画基準

エネルギーの使用の合理化に関する法律
火力発電所の耐震設計規程
その他諸法令及び諸基準

4. 施工

本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。なお、安全管理計画書を作成し提出すること。

1) 安全管理

工事中の危険防止対策を十分に行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努めること。

2) 現場管理

資材搬入路、仮設事務所等については添付資料 1 総合仮設計画図（参考）を参考に計画し、本組合と協議の上決定すること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

3) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は本組合と協議の上、起因者の負担で速やかに復旧すること。

4) 保険

本施設の施工に際しては、火災保険、組立保険、第三者損害保険、建設工事保険、労働災害保険等に参加すること。

5) 事業は分離発注のため、各受注者は統括安全衛生責任者の調整、指示・指導に協力して、本施設の完成、引渡しに努力すること。